

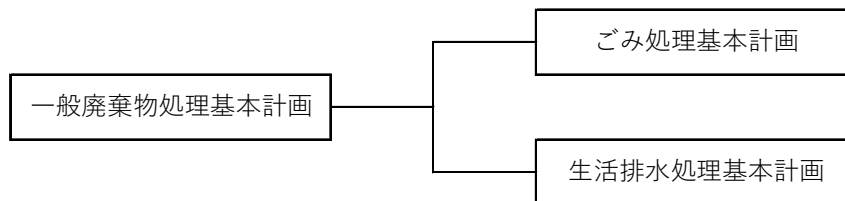
佐賀市一般廃棄物処理基本計画について

◎第1回自然・生活環境、廃棄物等検討部会での説明事項

- ・ 現行の佐賀市一般廃棄物処理基本計画（以下「既定計画」とする）の振り返り
計画期間／平成27年度から令和6年度
- ・ 新しく策定する佐賀市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とする）の策定のポイント整理
計画期間／令和7年度から令和16年度

1. 計画の構成

本計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成します。



【本計画の章立て（案）】

章	節	内 容	状 況
1	計画策定の概要	第1節 計画策定の背景 第2節 計画の位置づけ 第3節 計画の期間 第4節 計画対象廃棄物	一般廃棄物処理基本計画の法的な位置づけ等 R6.2.8環境審議会にて説明
2	地域概況	第1節 自然環境 第2節 社会環境 第3節 上位計画	自然環境、社会環境等の各種データ、国、県、市の上位計画
3	ごみ処理基本計画	第1節 ごみ処理の現状 第2節 これまでの取組 第3節 ごみ処理や取組に関する課題 第4節 ごみ処理の目標 第5節 目標達成に向けた取組 第6節 基本施策 第7節 その他	既定計画を検証、社会状況の変化等を踏まえた目標や基本施策 【第1回検討部会】 ・ 既定計画の検証 ・ 本計画策定ポイントの整理 【第2回検討部会】 ・ ごみ処理の現状、目標の設定 【第3回検討部会】 ・ 基本施策
4	生活排水処理基本計画	第1節 生活排水処理の現状と課題 第2節 生活排水処理の目標 第3節 生活排水処理計画 第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 第5節 その他	生活排水処理の現状と今後の計画 【第2回検討部会】 ・ 生活排水処理の現状 ・ 生活排水処理の目標の設定

2. 既定計画の振り返り（ごみ処理基本計画）

（1）既定計画の概要

既定計画は、基本理念のもと、3つの「基本方針」と8つの「基本施策」を掲げています。

■基本理念

「循環型社会」の実現のため、市民・事業者・行政が一体となり、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を推進し、環境に配慮した安全で効率的なごみの適正処理を行っていく「ごみゼロをめざした循環型社会の実現」を目指す。

■基本方針

I	ごみの発生抑制・再使用・再生利用（リデュース、リユース、リサイクル＝3R）の推進	市民・事業者・行政が一体となり、「発生抑制」（リデュース）、「再使用」（リユース）、「再生利用」（リサイクル）の3Rの取組を推進することにより、循環型社会の実現を目指す。
II	地域循環システムの確立	3Rの取組の一環として、地域内で発生したごみを地域ぐるみで減量や資源化などに取り組むためのシステムの確立を目指す。
III	適正処理の推進	環境に配慮した安全で効率的なごみの適正な処理を行う。現在稼働している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行う。

■基本施策

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ①3Rの普及啓発と環境教育の推進 | ②家庭系ごみの3R推進 |
| ③事業系ごみの3R推進 | ④バイオマスの有効利用の推進 |
| ⑤廃棄物エネルギーの利活用 | ⑥協働体制の推進 |
| ⑦ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化 | ⑧適正な収集運搬・処理・処分の推進 |

■数値目標

	単位	H25年度	R6目標値
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,048	938
リサイクル率	%	17.4	20.5%
最終処分量	t	4,356	2,980

(2) 既定計画期間中に実施した主な施策

年度	主な施策
H27	・環境学習施設「佐賀市エコプラザ」のリニューアル
	・3010運動及び食品ロスゼロ推進店登録制度の推進
	・焼却主灰をセメントの原料としてリサイクルするためセメント業者への引き渡しを開始
H28	・食品リサイクル業創業に向けた実証実験等の支援事業
	・廃食用油からの高品質バイオディーゼル燃料実用化研究
	・清掃工場から発生する二酸化炭素の農業等への利活用推進
H29	・出前講座のメニュー充実と環境ミニ講座の実施
	・家庭版3010運動の推進
	・都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト
	・事業系ごみの全量検査実施と事業所訪問による周知
H30	・外国人向けのごみ出しガイド（6言語）の作成・配布
R元	・従来の軽油代替燃料（BDF）の精製装置から、次世代型バイオディーゼル燃料（HiBD）の精製装置へ更新
R2	・一般廃棄物のごみ処理手数料改定（直接搬入）
	・乾電池のリサイクルを推進するために、「電池類」の分別収集を開始
	・事業所用生ごみ処理機の導入費補助制度開始
	・(株)ファミリーマートと連携協定を締結し、コンビニからの廃食用油回収を開始
R3	・家庭用電動生ごみ処理機の補助開始
	・土曜日及び祝日におけるごみの直接搬入の事前予約制を導入
	・佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画の策定
R4	・グリーン電力発電設備としての設備認証を取得
	・(株)JEPPLANと連携協定を締結し、民間事業としての衣類の店頭回収に協力
	・(株)セブン・イレブン・ジャパンと連携協定を締結し、民間事業としてのコンビニでのペットボトル回収（ボトルtoボトル）に協力
	・(株)ecommitと協定書を締結し、民間事業としての古着の店頭回収を開始
	・店舗等が食品ロスになりそうな食品をWeb上に出品し、市民がお手頃価格で購入できる食品ロス削減マッチングサービス（SAGAタベスケ）を開始
R5	・埋立処理や焼却処理をしていた陶器類や粗大ごみ等について、破碎処理前にピックアップし有価物として搬出
	・ケミカル技術によるペットボトルの完全循環リサイクル（ボトルtoボトル）を開始
	・西九州大学短期大学部との連携により、未就学児やその保護者をターゲットとしたSDGs環境紙芝居を共同制作
	・佐賀市清掃工場長寿命化総合計画書の策定
	・プラスチックごみの分別回収モデル事業として、拠点回収を実施
R6	・脊振広域クリーンセンターの廃止に伴い、諸富町及び三瀬地区で収集されたごみを佐賀市清掃工場処理開始
	・粗大ごみ（定期収集）の申込方法の変更及び料金改定

(3) 既定計画の目標達成状況

① 1人1日当たりごみ排出量

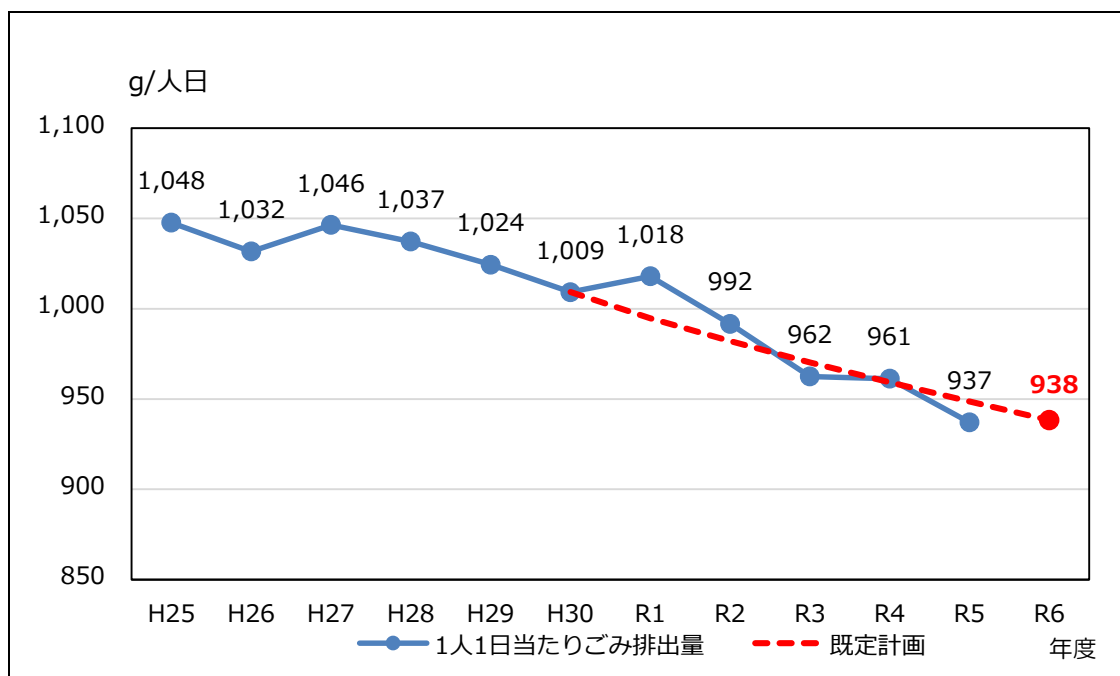
既定計画では、ごみ排出量の目標について、令和6年度において1人1日当たりごみ排出量を938g/人日としています。

令和5年度実績による1人1日当たりごみ排出量は937gであり、目標値は達成しています。

◆既定計画におけるごみ排出抑制目標

	単位	H25年度	R5年度(速報値)	R6目標値
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,048	937	938
削減率	-	-	△10.6%	△10.5%

◆排出量計の目標値と実績値



② リサイクル率

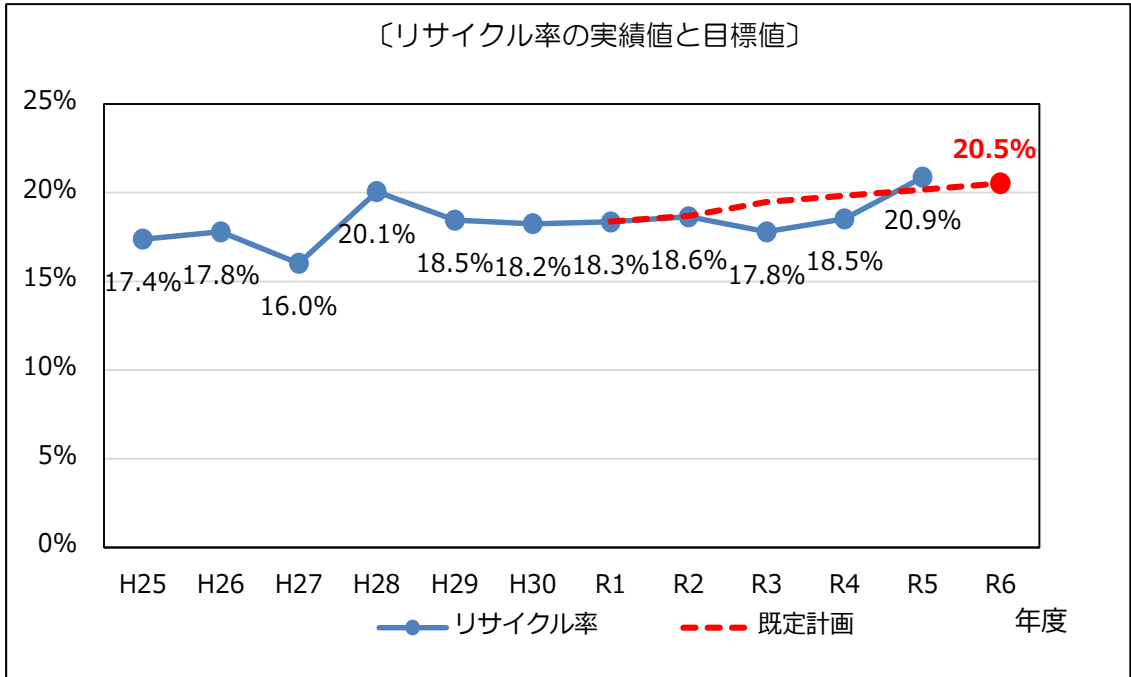
既定計画では、古紙などの分別徹底や剪定枝・草などの資源化推進により、令和6年度においてリサイクル率を20.5%としています。

令和5年度のリサイクル率は20.9%であり、目標値を達成しています。

◆既定計画におけるリサイクル目標

	単位	H25年度	R5年度(速報値)	R6目標値
リサイクル率	%	17.4	20.9	20.5

◆リサイクル率の実績値と目標値



③最終処分量

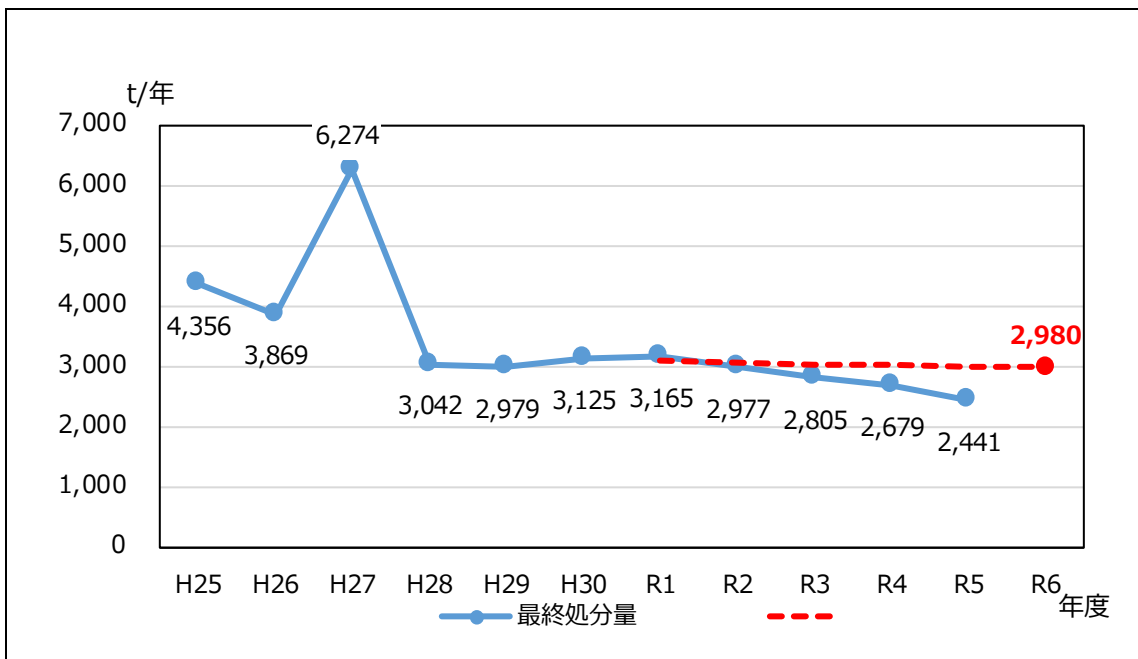
既定計画では、最終処分量は、ごみの発生抑制とリサイクルの推進により、令和6年度までに3,000t程度としています。

令和5年度の最終処分量は2,441tであり、目標値を達成しています。

◆既定計画における最終処分目標

	単位	H25年度	R5年度（速報値）	R6目標値
最終処分量	t	4,356	2,441	2,980

◆最終処分量の実績値と目標値



(4) ごみ排出量の推移について

本市のごみ排出量は、年々減少傾向にあります。家庭系ごみについては、人口減少の影響、各種取り組みによる市民のごみ減量意識の高まりのほか、社会情勢やライフスタイルの変化などもあり、令和5年度速報値では、目標値を達成しています。

また、事業系ごみについては、コロナ禍の影響で令和2年度の大幅減となり、そのまま横ばいの状態です。平成29年度から実施している全量検査実施や令和3年2月に施行したごみ処理手数料の改定等も影響していると考えられます。

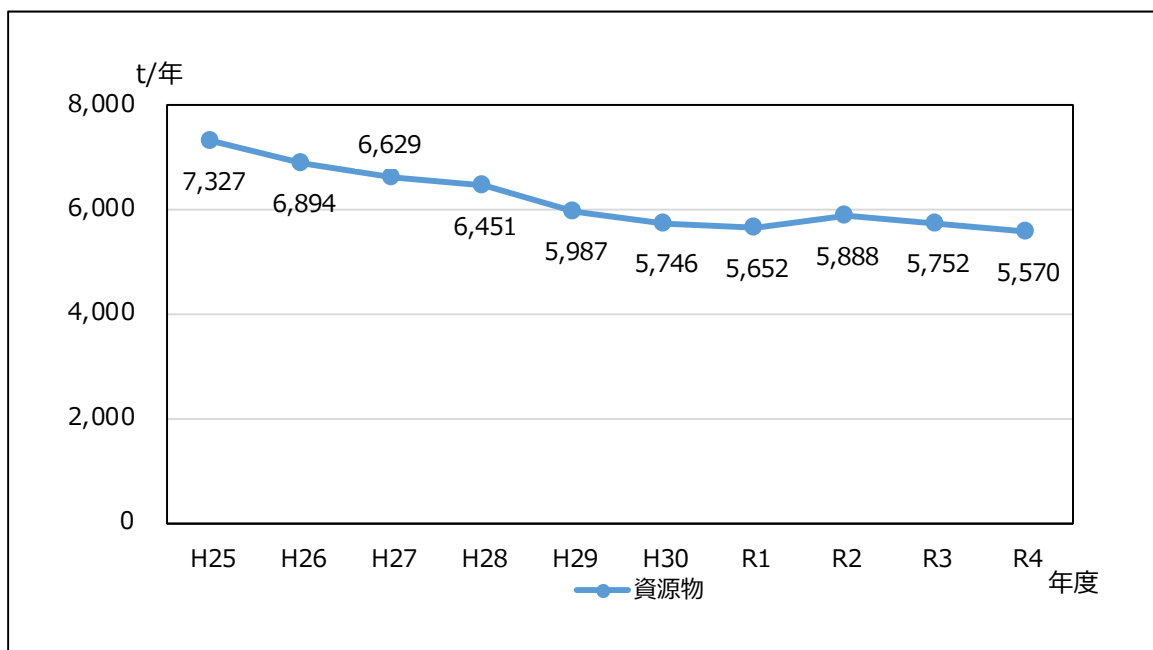
ごみ排出量 (t)

		平成25年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)	令和6年度
家庭系	目標値		51,835	51,292	50,937	50,604	50,409	49,965
	実績値	55,680	53,312	53,775	51,962	50,850	48,617	
事業系	目標値		31,774	30,908	30,163	29,452	28,838	28,088
	実績値	32,854	32,202	29,246	28,226	29,013	28,973	
集団回収	目標値		1,230	1,190	1,153	1,124	1,102	1,069
	実績値	1,847	1,157	855	799	722	673	
合計	目標値	0	84,839	83,390	82,253	81,180	80,349	79,122
	実績値	90,381	86,671	83,876	80,987	80,585	78,263	0

(5) 資源物排出量の推移について

本市の資源物排出量は、コロナ禍の影響で令和2年度、令和3年度に増加しましたが、年々減少傾向にあります。その要因として、近年の電子出版の拡大などにより、新聞・雑誌等の紙類が減少していることや、容器重量があるスチール缶やびん類が減少していることなどによる影響が考えられます。

◆資源物の実績値



(6) 既定計画の総括

①基本方針Ⅰ：ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・家庭系ごみについては、分別促進のため広報活動、佐賀市スーパーアプリの活用、「外国人のためのごみ出しガイド」の作成、家庭用電動生ごみ処理機の補助、民間企業と連携したリサイクルの促進、プラスチックごみの分別回収モデル事業などを実施し、ごみ減量・リサイクル推進の取り組みを進めました。
- ・事業系ごみについては、内容物検査の実施と適正排出指導の強化により搬入禁止物の混入防止や再生可能な紙類等のリサイクルを推進しました。また、多量排出事業者による減量計画書提出や 3010 運動など各種啓発による食品ロス削減などにも取り組みました。

②基本方針Ⅱ：地域循環システムの確立

- ・草類及び剪定枝の処分について許可業者を積極的に活用することで、本市では焼却処分される剪定くず等の資源化を促進しました。
- ・食用油再生プラントにおいて、軽油代替燃料である高品質バイオディーゼル燃料を精製し、市営バス及びごみ収集車等の燃料として供給しました。
- ・ごみ焼却時に発生する排ガスから二酸化炭素を分離回収し、微細藻類の培養事業者や、農業の栽培を行う植物工場などへ供給しました。

③基本方針Ⅲ：適正処理の推進

- ・ごみ処理手数料の改定や粗大ごみ（定期収集）の料金改定を行い、費用負担の適正化とごみ減量・リサイクルの取り組み強化を図りました。
- ・焼却主灰をセメント原料として再資源化することで、リサイクルの促進と最終処分場の延命化を図りました。
- ・脊振広域クリーンセンターの廃止に伴い、諸富町及び三瀬地区のごみを清掃工場で受け入れることとなり、市全域での分別方法を統一しました。
- ・清掃工場施設大規模改修のための調査や佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本構想の策定を行いました。

既定計画に基づき、これらの施策を実施したことにより、ごみ排出量は減量することができました。

一方で、排出されるごみには、資源物の混入が未だ多いことから、資源循環の一層の推進に向けた取り組みを進める必要があります。

3. 本計画策定のポイント整理（ごみ処理基本計画）

■策定の視点

「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換

■近年の廃棄物行政の法制度の変化

- ◆「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の策定（平成28年12月）
- ◆「環境基本法」の一部改正（平成30年6月）
- ◆「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定（平成30年6月）
- ◆「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年10月）
- ◆「資源有効利用促進法」の省令一部改正(令和2年4月)
- ◆「浄化槽法」の一部改正(令和2年4月)
- ◆「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（令和4年4月）

（1）数値目標における現状の課題

①1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりごみ排出量は、年々減少しています。しかし、県平均（令和4年度：870g）や全国平均（令和4年度：880g）より多い状況であり、ごみの排出抑制が必要です。また、「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」などの施行を受け、手付かず食品や食べ残し等の食品ロス削減やプラスチックごみの減量を図る必要があります。

また、事業系ごみについては、県平均（令和4年度：264g）や全国平均（令和4年度：260g）より多い状況であり、さらなる削減の取り組みが必要です。

②リサイクル率

燃えるごみの中には、新聞紙や段ボールなどの資源物が混入しているため、分別徹底の啓発をさらに進める必要があります。燃えないごみや粗大ごみの中には、家具や陶器類、小型家電や電池類など、リユースやリサイクルが可能なものが含まれているため、現場での選別を促進していく必要があります。また、プラスチック類については、現在、焼却し、熱回収を行っていますが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨に基づき、分別・リサイクルについて検討を進めていきます。

③最終処分量

現有施設をより長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

（2）本計画策定のポイント

ごみの排出抑制や資源化を進めるための施策は、これまでも実施しています。既定計画で実施できていない施策を中心に見直しを行い、新たな社会情勢を踏まえたプラスチックごみ対

策や食品ロス対策などに取り組んでいきます。

○プラスチックごみ対策

プラスチック資源循環法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewableの促進が求められています。本市においてもプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討していく必要があります。

3R+Renewableによるプラスチック資源循環とは

回避可能なプラスチックの使用は合理化(Reduce・Reuse)した上で、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え(Renewable)、徹底したリサイクルを実施し(Recycle)、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進していきます。

参照：環境省プラスチック資源循環サイト

○食品ロス対策

食品ロスの削減の推進に関する法律により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」を本計画に盛り込むこととしていることから、本市における食品ロスの発生状況や傾向等についての実態を詳細に把握し、食品ロスの削減に向けた効果的な取り組みを検討していく必要があります。

○「ゼロカーボンシティさがし」の実現

本市は令和2年10月20日に「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする目標を掲げました。本市では清掃工場で生み出された電気（再生可能エネルギー）の地産地消を行っていますが、その他にもリサイクル率の向上等「ゼロカーボンシティさがし」の実現に貢献するための取り組みの検討が必要です。

○持続可能な開発目標（SDGs）との関係

「SDGs」（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。本計画においても、SDGsを踏まえた施策の展開を行っていきます。

○人口減少、高齢化の進展への対応

本市の行政区域内人口(各年度9月30日現在、外国人含む)は、年々減少しており、令和5年度において228,289人となっています。年齢別人口を見ると65歳以上の高齢者の割合が年々増加し、令和5年度には、29.2%となっており、高齢者を対象とした分別の支援や収集運搬体制の充実を図る必要があります。また、人口減少によってごみ量が減少し、集積場が散開するため効率的なごみの収集体制が必要です。

○災害廃棄物対策

災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物に該当するため、その処理の責任は市町村が負います。本市では、大規模災害等により発生した災害廃棄物について、迅速、安全、適正かつ衛生的な処理及びリサイクルの推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧していくことを目的に災害廃棄物処理計画を策定しています。近年、我が国では豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生していることから、さまざまな災害を想定した災害廃棄物処理体制の確立が必要となっています。

(3) 本計画の目標設定

①排出抑制・リサイクルに関する目標値の設定

排出されるごみの性状から、排出抑制やリサイクルを進めることが可能である品目について、組成調査を実施したうえで目標値を検討・設定します。

リサイクル率については、市民にとって取り組みやすい目標値を検討・設定します。

②あらたな数値目標の設定

既定計画の進捗状況や、ごみ処理を取り巻く現在若しくは将来にわたる社会的な要求、国・佐賀県の動向及び他市の事例などを踏まえて、本計画において設定することが望ましいと考えられる数値目標を検討します。